



# 埼玉県報

第71号  
令和2年(2020年)  
1月14日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 妻沼西南土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 県立学校教職員勤務管理システム機器賃貸借及び保守業務委託に関する落札者等の公示（県立学校人事課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道所沢狭山線の区域の変更（川越県土整備事務所）

## 告 示

### 埼玉県告示第二十六号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）和光市南口駅ビル

埼玉県和光市本町四―六

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 和光市産業振興条例の趣旨理解と施策への協力

和光市産業振興計画の規定に基づき、次の事項についてご協力をお願いします。

① 条例では、市内事業者の責務（努力義務）として「地域貢献」、「企業市民活動への参画」及び「商工会への加入」を定めています。条例の趣旨をご理解いただき、地域における産業振興施策に積極的に参画してください。

② 地域経済の活性化及び地域社会の発展のため、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画してください。

③ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対する積極的なご協力をお願いします。

(2) 和光産農産物の取り扱い  
農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRにご協力をお願いします。

(3) 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えてください。

(4) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うようお願いいたします。

(5) 駐車場への出入場及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないように配慮をお願いします。

(6) 周辺住民への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠意を

持つて速やかな対応をお願いします。

(7) まちづくりへの協力

① 隣接する駅前広場を会場とした、市及びその他の公的機関が実施する各種イベントへの協力を努めてください。

② 地域自治会への加入及び近隣自治体が実施する祭りや各種イベント、その他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

③ 和光市自治会連合会が実施する自治会優待カード、市内一斉清掃、防犯パトロール及びその他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(8) 生徒指導について

① 子供たちの健全育成について

子供たちのいじめや非行防止、健全育成等について、学校や教育委員会、警察等関係機関との連携にご協力をお願いします。

・ 施設内及び施設近隣における子供の見守りや非行・犯罪の未然防止と啓発、子供が安心して過ごすことができる環境づくりをお願いします。

・ 学校や関係機関等で駅周辺の街頭補導活動を行う場合は、ビル内の立ち入り等について、協力をお願いします。

・ いじめや非行問題行動を発見した場合は、学校や教育委員会、警察等関係機関に対し、情報を提供していただくようお願いします。

② 子供たちの教育活動について

学校では、子供たちの力を伸ばすために、社会との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」が重要となり、子供たちが、他者と協働して課題を解決したり、キャリア教育の視点から、具体的な体験を活動する機会を設けたいと思っております。

そのため、小学校では市内の様子を学習するために様々な施設を訪問する社会科見学を実施したり、中学校では職業観を育むために、職業体験学習を実施しております。

これらの学習に関して、学校から要望があった場合、可能な範囲で結構ですので受け入れの検討をお願いします。

(9) 車両出入りによる道路渋滞を抑制するために、誘導員を配置する位置・人数・時間を検討してください。(特に通勤・通学時間帯)

(10) 利用車、搬入車両の生活道路への侵入を防止するように、看板設置等の対策を検討してください。

(11) 身障者用駐車場利用時、敷地内の車両通行効率が低下しないか検討してください。

二 縦覧期間

令和二年一月十四日から令和二年二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小林 七郎	埼玉県熊谷市東別府二千二百十二番地

# 告 示

## 埼玉県告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校教職員勤務管理システム機器賃貸借及び保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
92,070,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年9月20日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路線名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三〇五番 一地先から同郡同町大字藤久保字俣埜三〇五番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年一月十四日</p>
<p>備考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成三十年十一月十六日付け 川越県土整備事務所長告示第 二十号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長八六・二メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字水野字月見野四三八 番一八地先から同市大字南入曾 字堂ノ前原五五九番二地先まで		区 間
八・七一〇 一一二・七四	八・五一〇 一一二・七四	敷地の幅員 (メートル)
一一二・一八		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考